

中野区教育委員会第12回協議会会議録

開催日時 平成20年4月11日(金) 開会10時00分 閉会11時02分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	高木 明郎
	同	委員長職務代理	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次
	同	委員	山田 正興
	同	教育長	菅野 泰一

事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司 (欠席)
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	学校再編担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	吉田 真美

傍聴者数 13人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 3/28 「東中野に学校を残す会」と教育委員との対話集会について
- ・ 4/ 1 校長辞令伝達式及び新規採用・転入教員辞令伝達式について
- ・ 4/ 7 桃花小学校開校式について
- ・ 4/ 7 緑野中学校開校式について
- ・ 4/10 平成20年度教育施策連絡会について

○教育長報告事項

- ・ 区立小学校及び区立中学校卒業式・入学式について
- ・ 3 / 2 9 夢のかけ橋「春の合同感謝のつどい」総会について
- ・ 3 / 2 9 学校再編に関わる東中野小学校 P T A との話し合いについて
- ・ 4 / 1 定期人事異動について
- ・ 4 / 8 代表校長会について
- ・ 4 / 9 体育指導委員委嘱式について
- ・ 4 / 9 校庭芝生化に関する少年野球連盟との話し合いについて
- ・ 4 / 9 杉並区立今川図書館視察について

○事務局報告事項

- 1 平成20年度移動教室の実施について（学校教育担当）
- 2 区立中学生の下痢・嘔吐の集団発生について（学校教育担当）
- 3 教育管理職等の異動（平成20年4月1日付）について（指導室長）
- 4 その他

○緑野中学校開校式典について

（協議事項）

- 1 中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部改正について

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第12回協議会を開会いたします。

本日、竹内次長が所用のため欠席でございます。

初めに、委員長、委員報告です。

<委員長、委員報告事項>

高木委員長

まず、私からいたします。

3月28日、教育委員会が終わった後に「東中野に学校を残す会」の方との対話集会を

行いました。通学の安全性の確保等々お話がありましたので、教育委員会としてもそのご意見を参考にして、今後の安全確保に努力したいと思っております。

続きまして、4月7日、中野区立緑野中学校の開校式がありましたので、そこに出席しまして、委員長として開校宣言と校旗授与を行いました。まだ、生徒も新しい校歌を覚えていないとか、聞いていないので、校歌はピアノ伴奏だけ。生徒たちは、15分ぐらいですか、立ったままの駆け足の式でしたが、ここに新しい学校ができたなということで非常に感銘を受けました。

続きまして、4月10日木曜日、昨日ですが、東京都の教育施策連絡会というものが都庁の第一庁舎大会議場でありましたので、出席してまいりました。どういうものかといいますと、東京都の教育委員会の委員長、教育委員並びに教育長が東京都の教育委員会の考え方についてお話をするという会でございます。市区町村の教育委員会の委員長、委員、教育長、あと、教育委員会の幹部職員も市区町村ごとに来ておりました。昨年も私は出たのですが、各委員が自分の教育に関するスタンスをお話しするというので、それはそれでいいお話なのですが、何かまとまって都としてこうやっていくのだという話は、教育長のお話だけで、あとの方は雑談的なものが多かったような感想を持ちました。

私からは以上でございます。

大島委員

私も、先々週の3月28日、委員会が終わりましたから後の「東中野に学校を残す会」の方々との対話集会と一緒に参加いたしました。

それから、4月7日、桃花小学校の開校式がございまして、私も出席してまいりました。で、開校宣言を私のほうでいたしまして、校旗も授与いたしました。今回、三つの小学校が統合して桃花小学校が生まれたわけですけれども、今までの学校の旗の色の紫、青、オレンジ、この三つをミックスすると、今回のこの桃花小学校の校旗が赤茶色みたいな色なのですが、ちょうどこんな色になるのではないかなと、そういう感じがするような色で、いかにもこの三つの学校のパワーが集まって強力な一つのパワーになるのではないかなというような期待をさせる、と自分で勝手に思っておりました。各クラスが3クラスずつになったので、クラスが三つぐらいあるというのは勢いがあるし、いいなという感想を持ちました。ですから、前に並んだ先生方の数も大変多くて、各クラスごとに担任の先生とかが発表になったのですけれども、子どもたちもどんな先生が担任なのかなと興味津々という感じで見えておりました。中には、発表になったら、児童のほうから歓声が上がったような先

生もいて、人気がある先生なのかなと思ったりしましたがけれども。短い時間でありましたけれども、大変楽しい気分を味わわせていただきました。

私からは以上です。

山田委員

私も、3月28日に「東中野に学校を残す会」の皆様方と対話集会がありましたので、出席をいたしました。会のほうからは通学路の安全の問題が非常に強調されておりましたので、教育委員会としても精いっぱい努力しなければいけないと考えております。

4月に入りまして、4月1日でございますが、今度中野区に着任されました校長先生方の発令、並びに、その後は新採の教員の皆さん、また、中野区に転入された教員の皆さん方の発令式がございました。今年度中野区に赴任された新採の教員の方々、50名を超える大きな大きな力だと思います。中野区の中で新しい一步を踏み出すわけでございます。これから研修など忙しいと思いますが、中野区の子どもたちのために頑張っていただければと思っております。

また、4月7日、先ほど大島委員がお話ししましたように、桃花小学校の開校式がございましたので、出席をいたしました。朝から雨が降りそうな天気でございますけれども、幸い、式典の途中は雨が上がっておりまして、新しい、あれは桃の花ですか、その色をあしらった校帽をかぶって、2年から6年生までの在校生が校庭に集まりました。3クラスで全部で18学級ということで、私たちが学校再編を目指しました適正規模の学校として新たなスタートが切られたこととなります。

指導室長からお伺いしましたところ、再編のことは、東京都教育委員会からも教員の加配という措置がとられているようで、教員数も多分、小学校の中では一番大きな学校としてスタートされて、その後、10時からは入学式が挙行されたと聞いております。新しい学校のスタートでありますし、この4月には、先ほど委員長から報告がありました緑野中学校も開校されましたので、中野区としても新しいスタートが切られたと思っております。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

私もほかの委員と同じ行事に参加しました。3月28日、東中野に学校を残す会の皆さんとの対話集会ですね。

それから、4月1日は、新しく中野区に来られた先生方の辞令伝達式。校長先生を初め、

転入された先生、あるいは新採の先生とかいろいろございましたが、私が感じているのは、新規採用の先生方は、特に小学校は物すごくふえているということですね。多分、皆さんご存じだと思うのですが、私が中野に来た3年前には採用が20名不足だったと思うのですが、ことしは50名近くいるわけです。だから、新規採用が倍以上ふえているわけです。それだけ先生方が入れかわって若返っているということになります。中学校はことし4人だと思いました。中学校が入れかわるのはもうしばらくかかりますけれども、そういう中で、先生方が若返ってきているということです。高木委員長のほうからも、あるいは小学校の校長先生からも、「よく中野においでくださいました」と。特に「転入された先生方、新しい風を吹かせてください」というあいさつがありましたので、ご期待を申し上げたいなというふうに思っております。

それから、4月7日、緑野中学校の開校式に出席しました。私の感想ですが、生徒が非常に緊張していたような気がします。多分、今までいた学校に比べて人数がふえて大きくなっているというのがあって、新しい友達もいるということで、初めての顔合わせの子が多かったということで、多分緊張していたのではないかなと思いました。その中で、よかったなと私が思ったのは、標準服がそろっているということ。あれがばらばらだと、新しい学校でスタートという気持ちがどうなのかなという気がしましたけれども、そろっていて非常によかったなというような気がしています。感想としてです。

あと、生徒代表のあいさつの中で、「いずれにしても新しい学校ができたので、1期生としてぜひ伝統の基礎を築きたい、頑張りたい」というあいさつがありました。

以上です。

<教育長報告事項>

教育長

まず、3月の卒業式、4月の入学式につきまして、すべての区立学校におきまして、学習指導要領にのっとり整然と行われましたということをご報告させていただきます。

それから、ほかの委員との重複を避ける形でご報告させていただきます。

3月29日ですけれども、「夢の架け橋」という、弥生町のほうで、青少年の健全育成に努力されている団体の総会がございまして、出席させていただきました。さきにご報告申し上げました、ハイティーン会議という区のやっている会議があるのですが、ハイティーン会議に出た子どもたちが同じ発表をこの総会でしてございました。実は一中の生徒が結構多いのですが、その子たちがみんな高校生になっていまして、いろいろな高

校に進んでいるというような報告がございました。

それから、東中野小学校のPTAとお話し合いということで、前日の「残す会」とのお話し合いと同様でございますけれども、いわゆる通学路問題を含め、東中野小の統合再編に係るさまざまな課題につきまして意見を聞かせてくれというようなことでございましたので、出席させていただきました。私、それから次長、課長、担当職員というような形で行っております。33人ほど地域の方がおられまして、前日にありましたようなさまざまなお話でありますとか、特に通学路の安全の問題につきまして懸念を持たれておるといふことでいろいろご質問等をお受けいたしました。1時から4時まで3時間ということで、さまざま細かいお話をさせていただきましたし、お聞きいたしまして、帰ってまいりました。

4月1日に人事異動がございました。後で校長、副校長につきましては報告がございません。教育委員会事務局の職員につきましても大分異動がございましたけれども、管理職については今回異動はございませんでした。

それから、4月8日、代表校長会がございました。代表校長会というのは、校長、園長の中の代表の方との会議でございます。この中では施策的などというのですか、具体的な課題につきまして論議することになっております。今年度はどんな課題について論議しようかということで、年間の予定をその場でいろいろ協議させていただいたと。4月のお話し合いの内容としては、魅力ある学校づくりということで、魅力ある学校づくりをするために、教育委員会としてどのようなことに取り組むべきかというようなお話でありました。これにつきましては、内容についてPT委員みたいなものをつくってもう少し詰めようということになっております。

それから、毎月、この代表校長会とは、学力向上でありますとか、校外学習のあり方ありますとか、さまざま論議をしてまいります。その内容につきましては、逐次、私のほうからご報告させていただきたいと思っております。

4月8日、同じ日ですけれども、体育指導委員の委嘱式がございました。体育指導委員というのは、主に区民の方ですけれども、地域の中で体育の指導をしていただくということで、身分といたしましては非常勤職員という形になります。今回、43人の定員なのですが、36人について委嘱させていただきました。任期は2年でございます。

それから、前後してですけれども、少年野球連盟との話し合いがありました。これは、校庭の芝生化を進めるに当たって、日曜とか土曜日とかに校庭を利用して少年野球を教え

ていらっしゃる方々、それから、少年サッカーを教えている方々などと、芝生化について話し合いが必要だということでやっているものでございまして、以前に少年サッカーと少年野球の両方に来ていただいたのですけれども、少年野球のほうの人数が余り来なかったのです。それで、少年野球のみもう一度来ていただきまして、今回はほとんどの学校の方が来られていまして、いろいろお話し合いをさせていただきました。

要旨としては、全面的にすべての学校を芝生化すると、野球の練習、試合に差し支えるということで、芝生の範囲でありますとかやり方についていろいろ研究しながらやっていく必要があるという認識につきましては一致しております。ことしの4校につきましては、あの4校でいいだろうということになりましたけれども、今後の進め方につきましては、なるべく早く校名を明らかにした上で、関係団体とも十分協議した上でやってほしいと。今、こういうご要望でございまして、私どもも以後そういうふうにしたいということで一応意見の一致を見たということでもあります。

それから、4月9日、これは個人的な見学ですけれども、杉並区立今川図書館に行ってみました。これは、去年の12月に開館したばかりの本当に新しい図書館でありまして、全部で1,500平米ほどの図書館なのですが、そのうち1,400平米ほどが敬老館というのですか、ゆうゆう今川館となっていて、約1,100平米ほどの中規模館であります。地域館ですね。非常に新しいので、参考になるし、図書は15万冊入るのですけれども6万冊しかなくて、これからの図書館だなどと思いますけれども、閲覧スペースが非常にたくさんとれていまして、インターネットの利用もできるようになっております新しい図書館。あと、対面朗読室という、目の見えない方のための部屋とか、快適性とか、今言っています役に立つ図書館というのですか、調べ物中心のというような、そのようなことを志向した図書館で、私としては大変参考になりました。

以上でございます。

<事務局報告事項>

高木委員長

続きまして、事務局からの報告に移ります。

まず、「平成20年度移動教室の実施について」、報告をお願いします。

学校教育担当課長

それでは、私のほうから、平成20年度移動教室の実施についてご報告いたします。お手元の資料をごらんください。

これは、毎年、全小学校の5・6年生、それから全中学校の2年生を対象に行っているものでございます。目的としましては、そこにありますとおり、普段とは異なる環境で体験的な学習を通してみずから学ぶ意欲や態度を身につけたり、あるいは一緒に集団で宿泊するということによって人間関係を形成するといったようなものでございます。

場所は例年と同じですが、軽井沢少年自然の家と、福島県にあります常葉少年自然の家でございます。

期間といたしましては、例年とほぼ同じで、5月から始まり、最終的には10月の下旬まで続くというものでございます。

参加対象といたしましては、小学校は5年生と6年生が一緒に行くということです。ただ、東中野小学校につきましては、5年生で軽井沢に行ったら6年生は常葉といった順番になるようにシフトしております。統合ということも考えまして、5年生は軽井沢に行き、6年生は常葉に行くということでございます。

それから、輸送関係でございますが、バスということです。この輸送の経費につきましては、従来どおり公費負担ということになっています。

給食関係。賄い料については、それぞれごらんとおりの金額で、昨年と同額でございます。

あとは、健康管理ですね。健康管理は非常に重要ですので、現地の医療機関と契約をしているということ。また、同行の看護師を依頼してございます。

引率教員等の人員につきましては、例年と同じ基準に基づいて行っているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、どうぞ。

山田委員

学校ごとのスケジュールというのはどのように決まっていくのでしょうか。毎年のことですけれども、教えていただけますか。

学校教育担当課長

これにつきましては、小学校、中学校、それぞれの校長先生が集まった校外施設検討委員会というのがございます。そこで、それぞれの学校のスケジュールも見ながら決めさせていただいているということでございます。

山田委員

学校によってはある程度固定化しているのでしょうか。どこの小学校は春に多いとか、そういうふうになっているのですか。それとも、年ごとに変わるのでしょうか。

学校教育担当課長

固定化しているというよりも、むしろ毎年かなり違うという傾向が強いです。

山田委員

もう1点ですけれども、先ほどちょっとお話が出た、学校再編に絡んだところの場合には、再編を予定している学校と一緒にいくということのご説明だったのでしょうか。東中野小の場合。

学校教育担当課長

東中野の5年生は昭和小と一緒に参ります。そういった関係で。これは今年の桃花小の関連と同様の措置でございます。

山田委員

そうすると、再編がある程度決まっているところについては、なるだけ事前からこういった合同に参加するようなことを計画しているということの理解でよろしいのですね。

学校教育担当課長

さようでございます。

山田委員

もう1点、よろしいですか。

昨年、小学校の常葉移動教室の移動教室前の健康診断に行った折なのですけれども、そのときには看護師さんがもう常葉に行っていて、事前のときに帰ってこられなかったということがあって、私、実際に看護師さんとは面識が持てなかったのですけれども、そういったことというのは今後も発生するのでしょうか。

学校教育担当課長

そういったようなこともございました。必ずしも医療機関が近いところに行きますので、事前に校医の先生と同行看護師と十分に打ち合わせをして把握しておく必要がございます。そういった観点から、事前の健診とか打ち合わせには参加するように仕様書では決めさせていただいているところでございます。

山田委員

特に今はドクターが同行しておりませんので、特に常葉の場合、医療機関まで非常に遠

いのですね。小学生あたりですと、ぜんそくなどを抱えたお子さんが結構いらっしやいまして、事前に校医がチェックしますと、どのような薬を持って、このように飲ませてくださいというような指示もできますし、場合によっては、吸入治療のことについてもある程度のアドバイスができますものですから、ぜひフェイス・トゥー・フェイスで、同行される看護師さんと学校医とが事前の健診のときには出会えるように、それはお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

学校教育担当課長

その辺は十分徹底したいと思います。

飛鳥馬委員

賄い料のことでちょっとお尋ねします。

今、食料品の値上がりが激しいというニュースになっております。移動教室に限らず、給食にもかかわることでございますが、特にこの移動教室が5月の末から始まるわけですが、一つは、業者等から賄い料についての意見がないかどうかというようなこと。5月末に始まれば、途中で変えることはなかなか難しいと思いますので、その辺のお考えはいかがかなというふうに思っております。

学校教育担当課長

特に業者からということはありませんでした。この金額でやるということですので。お話のとおり、途中で変えるということは難しいかと思ひます。

大島委員

常葉なのですけれども、小学生と中学生が同じときに一緒に宿泊するというところもあるのでしょうか。

学校教育担当課長

同時に宿泊はできませんので、ずらしてということになっています。

高木委員長

よろしいでしょうか。

では、次に、「区立中学生の下痢・嘔吐の集団発生について」、報告をお願いします。

学校教育担当課長

それでは、区立中学生の下痢・嘔吐の集団発生につきましてご報告いたします。お手元の資料をごらんください。

区立中学校の、これは学校主催ではないのですが、保護者主催の合宿が終わった後に下

痢・嘔吐を訴える生徒が出ました。合宿の概要といたしましては、ごらんのとおり3月の下旬で、宿泊先は千葉県ということです。テニス、サッカーの部活の関連の子どもたちということです。

発生状況ですが、合宿中は何ともなかったのですが、帰ってきてから下痢を訴える生徒の連絡が少しずつきて、4月2日現在では15人からの症状の訴えがございました。下痢とか吐き気、発熱ということがあります。その中には、病院に行って診断を受けた生徒もございましたが、入院するというような重いことはございませんでした。なお、大人には発症者はありませんでした。

対応といたしましては、4月2日で、これはかなり多いということがわかりましたので、保健所の指導のもとに、学校、教育委員会、それぞれ集まって協議いたしまして、その日のうちに保護者対象の説明会を開かせていただいて、まず、その調査をしようということにいたしました。全員に対してどういう症状があったのかとか、あるいは、出る食事のメニューは決まっていますが、どれを食べたのかとか、これは食べなかったとか、そういった飲食についての調査を行いまして、その調査の中で、さらに6名ほど症状がありましたということが確認されたところでございます。

症状のあった生徒を対象に検便を実施しまして、昨日現在ですが、9検体からロタウイルスというのが検出されました。7日の始業式には全員が登校してございまして、現在は新たに症状を訴える者はありませんし、症状のあった生徒も回復しているということでございます。

以上です。

高木委員長

質問がありましたら、どうぞ。

飛鳥馬委員

一つは、施設ですが、どんな施設か。民宿みたいなものなのか、もうちょっと公的なものなのか。それから、施設及び従業員等に対する保健所の検査みたいなものはあったのかないのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

学校教育担当課長

はっきりは把握していないのですが、公的な施設ではなくて民間の施設だったようです。もちろん、その所在地のところの保健所が入ってございまして、原因究明ということで、現在調査中というふうに聞いております。

大島委員

そうしますと、今のところはこの原因についてはまだはっきり解明、特定はされていないということですか。

学校教育担当課長

はい。検便の結果、ロタウイルスが出ていますが、全体としてどうだったかという結論はまだ出ていません。

山田委員

いわゆる感染性胃腸炎の原因を突きとめるのは非常に難しいのですね。一説には、そういった罹患者の糞便が川から海に流れて行って、二枚貝について、二枚貝を飲食したときにかかるということで、一時、牡蠣が問題になりましたけれども、それだけが感染ルートではないということで、多くの場合、経口感染なのですね。ですから、その施設にその前に泊まった方たちから何か、ということが一番疑わしいのですけれども、それはなかなか難しいですね。やはり、以前のこういった感染性胃腸炎の場合の吐物の処理とかということがきちんとできていないと、瞬く間に広がってしまいます。ただ、ロタですと、急性期は症状が重いのですけれども、比較的早く収束するというので、始業式には十分体力が、みんな出られたということですが。原因はなかなか難しいのではないかなと思います。

今回は、たまたま保護者からの通報があったことでそういったことがわかったということによろしいのですか。

学校教育担当課長

学校行事ではなかったのですが、学校の部活の生徒さんたちだったので、部の顧問のほうに連絡が入ったということでございます。

山田委員

ありがとうございました。

高木委員長

続きまして、「教育管理職等の異動について」、報告をお願いします。

指導室長

教育管理職等の異動についてご報告させていただきます。お手元の「教育管理職等異動名簿」をごらんいただければというふうに思います。

まず、上段の校長からでございます。

小学校の校長でございますが、昨年4名の校長が定年退職いたしました。異動の内訳で

ございますけれども、区内転が2名、中野区外の他区からの昇任が1名、そして本区からの昇任が2名、再任用が1名ということで、6校に6名の新たな校長が着任しております。

中学校でございますが、3名の校長が退職いたしました。異動の内訳でございますが、他区市からの転任が2名、区内昇任が1名、他市からの昇任が1名、4校に4名の新たな校長が着任しております。区外への転出校長は小学校2名、中学校2名でございました。

次に、下段の副校（園）長でございます。

小学校の副校長でございますが、昨年度2名の副校長が定年退職いたしました。本年度は、区内転任が6名、区外からの転任が2名、そして区内昇任が1名、他区の指導主事からの昇任が1名、10校の異動がございました。

中学校の副校長でございます。区内の転任が3名、区内の昇任が1名、他区からの昇任が1名、5校に新たな副校長が中学校の場合は着任してございます。

そして、副校（園）長の一番上のところになりますが、幼稚園でございますけれども、昨年度1名の副園長が定年退職いたしました。今年度、区内幼稚園教諭から副園長として1名が昇任してございます。そして、区外転出の副校長は、小学校2名、中学校2名でございました。

なお、教育委員会事務局指導主事の異動でございますが、1名が東京都教職員研修センターへ異動いたしまして、指導主事として新たに小笠原小学校より1名が着任してございます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、どうぞ。

飛鳥馬委員

校長・副校長のことではなくて、主幹のことでちょっとお尋ねしたいのです。

この前、辞令交付のときに主幹の方もいらっしゃってございましたけれども、主幹制度が始まって何年になるかちょっとわかりませんが、東京都全体として、主幹のまま異動するというで異動しているわけですがけれども、東京都全体としてうまくいっているのかどうかとか、大ざっぱな様子ですね。あるいは中野区ではどうかとか、あるいは各学校の段階に行ってどうかとか。要するに何かというと、人数の偏りとか、必ずしも同じ教科で同じ主幹がとれると限らない。特に中学校などは非常に大変なところがあると思うのです。あるところには主幹の先生が固まって、あるところには手薄になったり、そういう状況が

あるのかなとか、ちょっと気になっていることなのですからけれども。なければならないでそれで結構ですが、主幹のことについて課題も含めて何かあったらお聞かせください。

指導室長

本区における主幹の配置状況でございますけれども、1名も配置されていないという学校が1校ございまして、小学校1校だけがそういう状況になっております。あとは、すべての学校に—小学校の場合は1名ないし2名、中学校の場合はほとんどが3名で、2名の学校もあるという状況でございます。もちろん、区内の主幹教諭ということにことしからなりますが、主幹教諭への昇任という形も今行われておりますので、自校からの昇任を得てという主幹教諭もおりますし、この間の辞令のときにありましたように、区市間での異動についても、主幹については全体で9名ございました。今回の場合は、小学校・中学校合わせて9名が他区市から主幹という形で来ております。やはり、教育管理職を目指す人間が減っているのと同じで、主幹教諭についてもなかなかふえていかない状況はあるかというふうに思います。

飛鳥馬委員

そういう問題と主幹の問題と、もう一つ気になるのは、教員マイスターですね。マイスター制度を中野区も始めましたけれども、ほかの区でとか、東京都でもというのがありますので、これもまた異動のときに、主幹の異動があつて、マイスターの異動があつて、そういう難しい条件があつて平等にはいかないと思うのですけれども、何かそういうので考えていることや気になっていることがありましたら、お話しいただければというふうに思います。

指導室長

もちろん私どものほうも、異動の制度というのが都のほうの制度になっておりますので、できるだけマイスターに関しても区内に残れる教員をというふうにこちらは考えておるのですけれども、そうはいかない部分も出てまいりますので、難しいところがございます。ただ、他区市も同じ条件でございますので、今年度に限っては教師道場とかというところで—それは都がやっていることですからけれども、そこの修了生ですとか、受講が終わった人間も区市で抱えるわけにはまいりませんので、異動があるということで、それぞれがいろいろ情報を持ちながらという段階です。こればかりは都のほうの分野でございますので、なかなか難しいところはございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

そのほかに報告事項はありますか。

学校教育担当課長

口頭でございますが、先ほども開校式という話がありましたけれども、地域の皆様をお呼びする開校式典というのを新校で計画してございます。緑野中学校につきましては、5月1日の午後というふうに予定させていただいております。なお、桃花小学校につきましては、まだ日程が固まってございません。

以上でございます。

高木委員長

時間とかはまだ未定ですね。

学校教育担当課長

時間等はまだ未定でございます。

高木委員長

午後ということだけですね。

学校教育担当課長

はい。

高木委員長

そのほかに報告事項はありますか。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移ります。

「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部改正について」、協議をしたいと思っております。

ご説明をお願いします。

教育経営担当課長

それでは、中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の一部改正につきましてご協議をお願いいたしたいと思っております。

今回、改正する規則でございますが、中野区区政情報の公開に関する条例施行規則ということですので。この規則につきましては、中野区区政情報の公開に関する条例がございまして、その条例の中で、この情報公開につきましては、実施機関として区長、教育委員会、

選挙管理委員会、監査委員及び議会というふうに決めてございます。したがって、この条例に基づきまして、それぞれ実施機関ごとにこの条例の具体的な施行につきまして規則を定めているということでございます。したがって、教育委員会としてのこの規則につきまして今回改正する必要があるでございますので、そのご協議をお願いしたいと思っております。

改正の内容でございますが、公開の請求の却下する事項について、権利の乱用と認められる公開請求の場合、当該請求を却下することができるものとするという形で、内容についての改正の検討をお願いしたいと思います。そこに現行と改正案の対照表が出てございますが、ただいま申し上げました改正内容のところにつきましては、この3条の2の改正案のところの第2項のところでございます。「前項の場合のほか、公開請求が条例の本来の目的を逸脱するものであり、権利の乱用と認められる場合は、当該公開請求を却下することができる」という、この旨を新たにつけ加えたいと思っております。そのほかに、この条文中、現行改正案のところにかかアンダーラインが引いてある部分がございます。これらにつきまして、いずれも今回のこの改正に合わせて、文言表現のほうを少し整理させていただきたいというものでございます。3条の2の第2項を新たにつけ加えたいというふうに思っております。その背景につきまして、ちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、この目的を逸脱する権利の乱用と認められる場合については公開請求を却下することができるというその背景でございますが、実は近年、この情報公開請求につきまして大量請求ということが出てまいりました。ちょっと具体的な数字で申し上げたいと思っております。

中野区全体に対します情報公開請求の件数の推移を見ますと、平成13年度で371件、14年度が326件、15年度が437件と、例年300～400件程度で通常推移してきてございます。ところが、平成16年度になりますと、これが一気に2,014件、17年度になりますと4,012件、さらに18年度では5,204件と、非常に急激にふえてまいりました。これは、1回で数百件に及ぶ情報公開の請求があるというような事例が何度かございました。情報公開につきましては、区の情報公開条例ではこういった一度に大量請求された場合の対応ということについては特に規定はございませんで、公開の可否を決定する期間は請求があった日から15日以内ということになっているのですが、やむを得ない場合についてはそれを60日まで延長することができるということで、こういった例外的な請求があったとき

には、その可否の延長の規定だけしかなくて、具体的な対応ということはございませんでした。そういったことで、この大量請求があった場合につきましては、その公開請求に係る非常に膨大な事務が発生し、通常の経常的な業務が非常に忙殺されるというような事態が起きます。しかも、請求される情報公開なのですけれども、過去に一度請求されたものが再度同一人によってまた同じ件名で請求されるといったものもございまして、そういったときには、請求された方といろいろお話し合いなどをして補正を求めるとかといったことをしてきたのですけれども、なかなか受け入れられないケースがあったりということがございました。

実は昨年でございますが、相当数の情報公開請求がございました。昨年の2月に790件、約800件近い公開請求がありまして、実はそのうちの716件、9割以上の請求された情報が以前にも同様に請求されていたというようなことがございました。請求された方とそういったことでいろいろお話し合いをしてきたのですが、どうしても請求するということがございました。

この大量請求につきましては、かつての判例で申し上げますと、横浜市でも同様な件がございまして、「〇〇の件についての情報一式」というような請求の事例がありました。そのとき横浜市がとった対応というのが、もちろん、情報を本来必要とするものに特定できないのかとか、そういった話し合いを請求者の方といろいろしてきたのですが、それがなかなかうまくまとまらないということで、その際、そういった情報請求についてこれを却下するという決定をしたことがございます。それは結局、最高裁まで処分の取り消しを求めて争われたのですが、最高裁の判決の中で、そういった大量請求については条例の趣旨・目的を逸脱するものであり、権利の乱用と認められるという判例がございまして。

そういったことも踏まえまして、先ほど申しました、昨年の私ども中野区の例では、その請求についてこれを却下するというのをいたしました。それについては、その後は特に異議申し立て等々ございませんでしたけれども、そういった事例なども踏まえまして、こういった例外的な大量請求等々に対して、本来の条例の趣旨・目的を逸脱するのではないかと考えられるそういったものにつきましては、きちんと規定を設け、対応を図っていく必要があるということから、今回、この規則を設けております区長部局、また教育委員会におきましても、同様な形で、ここに記されてございます「本来の目的を逸脱するものであり、権利の乱用と認められる場合は、当該公開請求を却下することができる」という旨を新たに設けたいというふうに思っております。

以上のようなことを踏まえまして、ここの規則の改正につきましてご協議をお願いしたいと思います。

高木委員長

それでは、質問、発言がありましたら、お願いします。

大島委員

ちょっと不勉強なのかもしれないのですが、今おっしゃられたような改正が教育委員会の所轄事項だということをちょっと知らなかったのです。その辺をもう1回説明していただけますか。教育委員会と関係ないような気がしたのですが。

教育経営担当課長

条例としては、中野区区政情報の公開に関する条例というのがございまして、その中にこの情報公開を実施する機関、実施機関というものを定めてございまして、区長——区長部局ですね——それと、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会と、区のすべての機関といったらよろしいかと思うのですが、具体的な公開請求、あるいは公開の可否の決定とか、公開の方法とか、いわゆる事務手続等々といったものについては実施機関ごとに条例の施行の規則を設けてございます。教育委員会は教育委員会としてその規則を設けて、この規則の中に、具体的な公開があった場合、却下できるケース、今回この3条の2とか、こういう具体的なものを定めてございます。したがって、具体的な事務手続等々を定めます規則については、教育委員会に公開請求があった場合については教育委員会が定めるこの規則に従って手続等を行うということになりますので、教育委員会としての情報公開の可否の決定を具体的にを行う場合については、この規則に基づいて行うということになりますので、今回、この規則の内容、先ほど申し上げました部分について、これを加えるかどうかということについてのご協議ということをお願いしております。

大島委員

そうしますと、今の話で、教育委員会に対して請求があったものについては教育委員会で可否を決するということかと思うのですが、具体的に教育委員会の中で可否を決する機関というのは教育委員会という名目で決するということですか。

教育経営担当課長

はい、そのとおりです。

大島委員

名目は委員会ということだとしても、実際にはだれが決定をするのでしょうか。

教育経営担当課長

情報公開については、当該担当の課長がこれを決定しております。

山田委員

そうしますと、今の2項の中に出ています「権利の乱用と認められる場合」か否かは、その課長が判断するという事によろしいですか。

教育経営担当課長

ええ。決定権者が判断を下すということになります。

飛鳥馬委員

このところは私も法律がよくわからないので難しいなと思っていますが。

左の3条の2の改正案を見てみますと、(1)、(2)、(3)までありますね。(1)は区の情報以外のもの、(2)が条例を適用しないもの、(3)が形式上の要件に適さないもの。その中で、2で「権利の乱用」というふうに表現が出てくるわけです。権利の乱用に当たるかどうかは非常に難しいところがあると思うのですが、こういう言葉になったのが何かあるのでしょうか。さっき課長が説明していたように、「多量に請求する」とか具体的な話で出てくるのではなくて、「権利の乱用」というふうに表現がされているのは、ほかの自治体もこういう表現をしているのかどうか、その辺のところはよくわからないので、どうなのでしょう。

教育経営担当課長

「権利の乱用」といったら、これは一般法理といいますか、具体的には、個別具体のケースに応じて判断していかなければならないと思います。当然、その判断としては、先例といいますか、そういったものなどを参照しながら、個別具体的なケースに応じて、その権利の乱用に当たるのかどうかというものを判断していかざるを得ない。例えば「大量請求」といった場合、100件以下なのか100件以上なのかとか、そういう具体的なものではないと申しますか、そのときの状況。例えば先ほど申しましたケースでいいますと、何件か公開請求があったけれども、そのうちの大半については以前にも同じように同一の方がやって、また同じ繰り返しで請求をしたといったような場合については、これはやはり同じことを繰り返し繰り返しやっているということになりますので、この条例の趣旨に反する行為ではないか、権利の乱用ではないかといったような判断になろうかと思えます。

大島委員

ちょっとよろしいですか。

一つは、漢字のことなのですけれども、上のほうに「権利の濫用」というのが出てきま

して、改正案のほうには「権利の乱用」と。恐らく法律用語である上のほうの字かなと思
うのが一つなのですが。

それはともかくとして、今おっしゃるような何らかの制限を加える必要がある場合が生
じてきたという事情についてはわかるのですが、やはり権利の濫用という伝家の宝刀みた
いな、ある意味あいまいな概念で、恣意的な判断が入る余地があるというものを使って却
下できるということには、やはりちょっと慎重に考えたほうがいいのではないかという気
も一面するわけなのですけれども。ただ、もう少し細かく制限するというようなことは逆
に難しいのですかね。例えば「従前請求があったものについては特段の理由がなければ却
下できる」とか、あるいは、件数が何件以上のものについては制限できるとか、もう少し
細かくして制限するというやり方もあるかと思うのです。そうすると、いずれにも当たら
ないけれども、やはり妥当でないとか、そういうことがあるから大きなくくりで個別判断
できるようにしようということなのかもしれないですけれども、その辺について検討する
中での何かありましたでしょうか。検討過程というか。

教育経営担当課長

まず最初の誤字、済みません。これは後ほどきちんと訂正させていただきたいと思いま
す。

それから、権利の濫用に係る具体的な形での記載ということではありますが、こういった
情報公開につきましては、ある程度事例を重ねる中で判断していくというのが考え方とし
てあろうかというふうに思います。中野区の場合、例えば条例で非公開については特に定
めてございません。ほかの区、あるいは国とか都などの条例の場合には具体的な定めがあ
るのですけれども、具体的といっても、非常に細かく規定しているわけではなくて、先例
等を積み重ねるというような形でできてございます。中野区の場合につきましては、そうい
った形で事例を積み重ねて、それを一つの判断基準として蓄積していくという考え方を持っ
ているわけですが、この権利の濫用につきましても、取り扱いが非常に難しい一
面があろうかというふうには思います。そういう意味では、具体的に何らかの基準を設け
るというよりは、むしろいろいろな事例の蓄積の中で個々の具体のケースに応じて判断し
ていくという方法をとらざるを得ないというふうには考えてございます。

飛鳥馬委員

情報公開制度というのがありますが、最近はどこでも行政はなるべく公開するようにと
いうことで、昔に比べれば随分公開するようになったと思うのです。そういう時代になっ

てきていると思うのですが、それでも全部公開するわけにいかないのていろいろとあると思うのです。そのときに、情報公開委員会というのですか、中野区に情報公開してほしいと請求があったときに、最終的に検討して、これは公開しましょう、これは公開は無理ですよという判断をするのが情報公開委員会なのだろうと思うのです。今ここで話し合っているのは、その前の段階で、各担当の部署で「住民の方から請求があったけれども、これは公開は無理ですよ」というような返事があったときに、その人はどうしても公開してほしいければ公開委員会に請求する、そういう形になる、そこで却下されたからそれで終わりではなくて、その先があるのですよという話でいいのでしょうか。

教育経営担当課長

おっしゃるとおりでございます。当然、区の情報公開の申請に対して可否を決定するわけですが、全部公開、一部公開、あるいは全部非公開というような決定をしますけれども、申請された方は、区が行った決定に対して不服ということであれば、行政不服審査法に基づく不服申し立てということをすることができます。その場合につきましては、今委員がおっしゃったとおり、区のほうで設置しております審査会がございまして、そちらのほうに諮問し、意見を聞く。区はその意見を尊重して処理しなければならないというふうに条例で規定されてございます。さらに、それでも不服ということであれば、司法救済に訴えるという手段もございまして、そういった形で不服等に対する対応という手段はございます。

高木委員長

私から1点。

委員から質問、意見が出て、問題のわかりにくいところはほぐれたかなという気がするのですが。情報公開というのは区民にとって大変重要な権利ですので、そういったいろいろな救済の手段があるというのはわかるのですが、ほかの区長部局ですとか、議会、あるいは選挙管理委員会とよくお話をさせていただいて、ある程度区民の皆さんが、これだとちょっと逸脱だなとかわかるような、一律的な基準は難しくても、その例出しとかはさせていただいて、なるべくわかりやすい区政というのをやっていただきたいなと思います。

ほかに質問等はないようなので。

それでは、来週招集を予定しています定例会で改めて正式に議案として審議したいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

以上で、本日本日予定した議事はすべて終了いたしました。

これもちまして、教育委員会第12回協議会を閉じます。

午前11時02分閉会